**障害福祉サービス事業者　自主点検表**

**（令和５年５月版）**

**【共同生活援助】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業種類（選択してください） | □介護サービス包括型 | □日中サービス支援型 | □外部サービス利用型 |
| 　事業所番号 |  |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 | 甲府市 |
| 　電話番号 | －　　　　－ |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 　　令和　　　年　　　月　　　日 |
| （実地指導日） | （令和　　　年　　　月　　　日） |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課****〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１****甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口****TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889****e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

障害福祉サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　　旨

　　この自主点検表は、障害福祉サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、**該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください**。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑥　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑦　この自主点検表は、共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）の運営基準等を基調に作成されています。

　　点検項目ごとに事業種別の略称が記載されていますので、該当する項目について点検してください。

※　事業種別の略称　　　介護 … 介護サービス包括型 　日中　… 日中サービス支援型

外部 … 外部サービス利用型　　共通 … 全種共通

３　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　　　　称 |
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法） |
| 条例 | 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年甲府市条例第6号） |
| 省令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準　（平成18年厚生労働省令第171号）（指定基準） |
| 解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日･障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（指定基準の解釈通知） |
| 告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）（報酬告示） |
| 報酬通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日　障発第1031001号）（報酬告示の留意事項通知） |
| <544> | 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号) |
| <539> | 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号） |
| Ｑ&Ａ　 | 障害福祉サービス等に関するＱ＆Ａ（厚生労働省ホームページに掲載） |

指定障害福祉サービス事業所自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 基本方針 |  |
| 1 | 基本方針 |  |
| 2 | 利用者の状況 |  |
| 第２ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 従業者の状況 |  |
| 4 | 従業者の員数 |  |
| 5 | サービス管理責任者 |  |
| 6 | 従業者の職務の専従 |  |
| 7 | 労働条件の明示等 |  |
| 8 | 従業者の秘密保持等 |  |
| 9 | 管理者 |  |
| 第３ | 設備に関する基準 |  |
| 10 | 設備 |  |
| 第４ | 運営に関する基準 |  |
| 11 | 内容及び手続きの説明・同意 |  |
| 12 | 秘密保持等 |  |
| 13 | 入退居 |  |
| 14 | 入退居の記録の記載等 |  |
| 15 | 提供拒否の禁止 |  |
| 16 | 連絡調整に対する協力 |  |
| 17 | 受給資格の確認 |  |
| 18 | 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 |  |
| 19 | 心身の状況等の把握 |  |
| 20 | 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 |  |
| 21 | サービスの提供の記録 |  |
| 22 | 預り金の管理 |  |
| 23 | 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 |  |
| 24 | 利用者負担額等の受領 |  |
| 25 | 利用者負担額に係る管理 |  |
| 26 | 訓練等給付費の額に係る通知等 |  |
| 27 | サービスの取扱方針 |  |
| 28 | 個別支援計画の作成等 |  |
| 29 | サービス管理責任者の責務 |  |
| 30 | 相談及び援助 |  |
| 31 | 介護及び家事等　 |  |
| 32 | 社会生活上の便宜の供与等 |  |
| 33 | 喀痰吸引等について |  |
| 34 | 受託居宅介護サービスの提供 |  |
| 35 | 受託居宅介護サービス事業者への委託 |  |
| 36 | 運営規程 |  |
| 37 | 勤務体制の確保等 |  |
| 38 | 業務継続のための取組の強化について |  |
| 39 | 緊急時等の対応 |  |
| 40 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 41 | 管理者の責務 |  |
| 42 | 支援体制の確保 |  |
| 43 | 定員の遵守 |  |
| 44 | 夜間勤務体制 |  |
| 45 | 非常災害対策 |  |
| 46 | 衛生管理等 |  |
| 47 | 協力医療機関等 |  |
| 48 | 掲示 |  |
| 49 | 身体拘束等の禁止 |  |
| 50 | 情報の提供等 |  |
| 51 | 利益供与等の禁止 |  |
| 52 | 苦情解決 |  |
| 53 | 事故発生時の対応 |  |
| 54 | 虐待の防止 |  |
| 55 | 会計の区分 |  |
| 56 | 地域との連携等 |  |
| 57 | 協議の場の設置等 |  |
| 58 | 記録の整備 |  |
| 59 | 変更の届出等 |  |
| 第５ | 訓練等給付費の算定及び取扱い |  |
| 60 | 基本事項 |  |
| 61 | 共同生活援助サービス費　介護 |  |
| 62 | 共同生活援助サービス費　日中 |  |
| 63 | 共同生活援助サービス費　外部 |  |
| 64 | 通則 |  |
| 65 | 受託居宅介護サービス費 |  |
| 66 | 福祉専門職員配置等加算 |  |
| 67 | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 |  |
| 68 | 看護職員配置加算 |  |
| 69 | 夜間支援等体制加算 |  |
| 70 | 夜勤職員加配加算 |  |
| 71 | 重度障害者支援加算 |  |
| 72 | 医療的ケア対応支援加算 |  |
| 73 | 日中支援加算 |  |
| 74 | 自立生活支援加算 |  |
| 75 | 入院時支援特別加算 |  |
| 76 | 長期入院時支援特別加算 |  |
| 77 | 帰宅時支援加算 |  |
| 78 | 長期帰宅時支援加算 |  |
| 79 | 地域生活移行個別支援特別加算 |  |
| 80 | 精神障害者地域移行特別加算 |  |
| 81 | 強度行動障害者地域移行特別加算 |  |
| 82 | 強度行動障害者体験利用加算 |  |
| 83 | 医療連携体制加算 |  |
| 84 | 通勤者生活支援加算 |  |
| 85 | 福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算 |  |

第１　基本方針

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １基本方針共通 | （１）事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。 | はいいいえ | 条例第4条省令第3条 |
| （２）事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はいいいえ |
| （３）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。　　　　※関連項目→項目36「運営規程」、49「身体拘束等の禁止」 | はいいいえ |
| （４）事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第6条 |
| ※養護者（障害者福祉施設従事者等）による障害者虐待に該当する行為　①　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。　②　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。　③　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　④　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）　⑤　養護者又は障害者の親族が（障害者福祉施設従事者等が）障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 | 障害者虐待防止法第2条 |
| （５）障害者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第７条、第16条 |
| （６）障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第15条 |
| ＜参照＞・厚労省「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成30年6月改訂版　厚労省社会・援護局）・厚労省通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日付け障発第1020001号） |
| （７）暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過していない者が、役員等（法第３６条第３項第６号に規定する役員等をいう。）になっていませんか。 | はいいいえ | 条例第5条 |
| （８）共同生活援助計画（以下「個別支援計画」という）に基づき、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。　介護 | はいいいえ | 条例第219条省令第207条 |
| （９）日中サービス支援型共同生活援助は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。　　　日中 | はいいいえ | 条例第237条省令第213条の3 |
| （10）外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「個別支援計画」という）に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。　外部 | はいいいえ | 条例第247条省令第213条の13 |
| ２利用者の状況 | （１）事業所（各共同生活住居）の総利用者　各月の延べ利用者数を記入してください。直近月の状況〔　　　　　年　　　　月　時点　〕 |
| 年度 | 障害支援区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 開所日数 | 平均利用者数 |
| 前年度 | １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 当年度 | １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ※　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用います（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数によります）。　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除した数とします（小数点第2位以下を切り上げ）。　　　（報酬告示第二の１（通則）（５）を参照）　 |
| （２）共同生活住居の一覧　　※　サテライト型住居がある場合、本体住居の次に「サテライト」と表示して所在地等を記入してください。また、記入しきれない場合は別紙に記入してください。 |
| 名称 | 所在地 | 定員 | 現員 |
| ① |  | 人 | 人 |
| ② |  | 人 | 人 |
| ③ |  | 人 | 人 |
| ④ |  | 人 | 人 |
| （３）日中活動の状況 |
| 一般就労 | 就労移行 | 就労Ａ型 | 就労Ｂ型 | 生活介護 | 地域デイケア | 精神科デイケア | その他（　　　） |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| （４）親元等への帰省状況 |
| ほとんど土日帰省 | ときどき土日帰省 | 不定期だが帰省している | 帰省していない |
| 人 | 人 | 人 | 人 |

第２　人員に関する基準

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ３　従業者の状況 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 管理者 | サービス管理責任者 | 世話人 | 生活支援員 | 夜間支援従事者 | その他 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

該当する欄に従業者等の実人数を記入してください。 |
| ＜用語の説明＞・常勤　　：労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等（正社員、アルバイト等）を問わない。　　　　　　　※母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。・非常勤　 ：常勤の者の勤務時間に満たない者・専従 　　：当該事業所のみに勤務する職員・兼務 　　：専従でない職員（例：管理者とサービス管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務）・常勤換算方法：「１週間の延べ勤務時間数」÷「常勤の１週間の勤務すべき時間数」　（小数点第2位以下切り捨て）※　１週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。※　この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。・勤務延べ数時間：勤務表上、サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又はサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限となります。 |
| ４従業者の員数 | （１）世話人　共通＜世話人の勤務状況・常勤換算人数＞　（　　　　年　　　月の状況） |  | 条例第220条第238条第248条省令第208条第213条の4第213条の14解釈通知第十五の1(1)(2)解釈通知第十五の5(1) |
| ①世話人の人数 | ②全世話人の４週間の延べ勤務時間数  | ③常勤従業者１人の４週間の勤務すべき延べ時間数 | ④常勤換算人数（②÷③） |
| 　　　　人 | 　　　　　時間 | 　　　　　時間 | 　　　　　人 |
| （１）-１　世話人の数は、事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上、配置していますか。介護＜サービス費の区分に応じた基準の計算＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所の類型 | ①利用者数 | ②除する数※ | 必要数1. ÷②）
 |
| 介護サービス包括型 | 人 | ４・５・６ |  |

※②「除する数」･･･　市に届出をしているサービス費の区分によります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ] サービス費（Ⅰ） | 利用者：世話人＝４：１ | 除する数４ |
| [ ] サービス費（Ⅱ） | 利用者：世話人＝５：１　 | 除する数５ |
| [ ] サービス費（Ⅲ） | 利用者：世話人＝６：１　 | 除する数６ |

 | はいいいえ |
| （１）-２　世話人の数は、事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上、配置していますか。日中＜サービス費の区分に応じた基準の計算＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所の類型 | ①利用者数 | ②除する数※ | 必要数（①÷②） |
| 日中サービス支援型 | 人 | ３・４・５ |  |

※②「除する数」･･･　市に届出をしているサービス費の区分によります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ] サービス費（Ⅰ） | 利用者：世話人＝３：１ | 除する数３ |
| [ ] サービス費（Ⅱ） | 利用者：世話人＝４：１　 | 除する数４ |
| [ ] サービス費（Ⅲ） | 利用者：世話人＝５：１　 | 除する数５ |

 | はいいいえ |
| （１）-３世話人の数は、事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を５で除した数以上、配置していますか。外部※　平成26年4月1日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で利用者の数を１０で除した数以上とします。＜サービス費の区分に応じた基準の計算＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所の類型 | ①利用者数 | ②除する数※ | 必要数（①÷②） |
| 外部サービス利用型 | 人 | ４・５・６・１０ |  |

※②「除する数」･･･　市に届出をしているサービス費の区分によります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ] サービス費（Ⅰ） | 利用者：世話人＝４：１ | 除する数４ |
| [ ] サービス費（Ⅱ） | 利用者：世話人＝５：１　 | 除する数５ |
| [ ] サービス費（Ⅲ） | 利用者：世話人＝６：１　 | 除する数６ |
| [ ] サービス費（Ⅳ） | 利用者：世話人＝１０：１　 | 除する数10 |

 | はいいいえ |
| (２)生活支援員　介護 日中　　生活支援員の数は、事業所ごとに常勤換算方法で、以下の表の必要数以上となっていますか。＜生活支援員の勤務状況・常勤換算人数＞（　　　　年　　　月の状況） | はいいいえ |
| 生活支援員の人数 | 全生活支援員の４週間の延べ勤務時間数 | ③常勤従業者の１人の４週間の勤務すべき延べ時間数 | ④常勤換算人数（②÷③） |
| 人 | 時間 | 時間 | 人 |
| ※　生活支援員の延べ勤務時間数には、夜間時間帯（１日の活動終了時刻から開始時間まで）に勤務した時間は含めません。夜間の人員は夜間支援等体制加算で評価されます。＜基準との比較＞　　　 ※小数点２位以下切り捨て(例：１．７５→１．７) |
| 利用者の障害支援区分 | ①利用者数 | ②除する数 | 必要数 |
| ※①÷② | 左の欄の計 |
| ３ |  | ９ |  |  |
| ４ |  | ６ |  |
| ５ |  | ４ |  |
| ６ |  | ２．５ |  |
| (３)日中サービス支援型共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置いていますか。　日中 | はいいいえ |
| (４)日中サービス支援型共同生活援助の従業者のうち、１人以上は常勤としていますか。　日中 | はいいいえ |
| (５)世話人は次の要件等を満たしたものとなっていますか。　共通ア　世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。イ　世話人については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外のサービスの提供に必要な員数を確保しなければならない。 | はいいいえ | 解釈通知第十五の1(3) |
| ５サービス管理責任者共通 | （１）サービス管理責任者は、事業所ごとに、次のとおり配置していますか。　①利用者数（※）が30以下　→１以上　②利用者数が31以上 →1に、利用者数が30又はその端数を増す毎に１を加えた数以上 | はいいいえ | 条例第220条第238条第248条省令第208条第213条の4第213条の14解釈通知第十五の1(4) |
| * 利用者数は、前年度平均値（項目２「利用者の状況」を参照）
 |
| （２）実務経験サービス管理責任者は、実務経験者（下記ア～ウのいずれかの要件を満たす者）ですか。 | はいいいえ |
| [ ] 　ア　 | （一）及び（二）の期間が通算して５年以上 |
| [ ] 　イ　 | （三）の期間が通算して８年以上（Ｈ31.3.31までは１０年以上でしたが緩和されました） |
| [ ] 　ウ　 | （一）から（三）までの期間が通算して３年以上かつ（四）の期間が通算して３年以上 |
| 1. 相談支援の業務

（障害児（者）相談支援事業、障害者・老人福祉施設等の従業者が行う、身体又は精神上の障害がある者等への相談、支援等）1. 直接支援の業務

（障害児（者）入所施設・老人福祉施設、障害福祉サービス事業所、老人居宅介護等事業所等の従事者である社会福祉主事任用資格者、児童厚生員任用資格者、保育士が行う、日常生活に支障のある身体又は精神上の障害がある者への介護等）1. 直接支援の業務

（社会福祉主事任用資格者等でない者）保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士など、国家資格等に基づく業務経験 |
| ※　実務経験者であるものについて、新規に事業を開始してから起算して１年間は研修修了要件を満たしているものとみなす経過措置は、平成３１年３月３１日をもって終了しました。※　やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合、当該事由が発生した日から１年間は、実務経験者であるものについては、研修修了要件を満たしているものとみなします。（やむを得ない事由に該当するかどうかは、必ず市（障がい福祉課）へ相談してください。） |
| （３）相談支援従事者初任者研修サービス管理責任者は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）又は旧障害者ケアマネジメント研修を終了し、修了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ |
| （４）基礎研修サービス管理責任者は、上記（３）の実務経験者（又は実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が２年以内）になってから、サービス管理責任者基礎研修を終了し、終了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ |
| ※　基礎研修修了者は、既に常勤のサービス管理責任者を配置している事業所等において、２人目のサービス管理責任者等として配置することができ、個別支援計画の原案を作成することができます。※　【経過措置】実務経験者が平成３１年４月１日以後平成３４年（令和４年）３月３１日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から３年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなします。（基礎研修修了者となった日から３年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要します。） |
| （５）実践研修サービス管理責任者は、下記イ又はロの要件を満たし、サービス管理責任者実践研修を修了し、修了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　イ | 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者 |
| [ ] 　ロ | 実践研修受講開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者のうち、平成３１年４月１日において旧告示に定めるサービス管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの |
| （６）更新研修実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の５年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を終了し、修了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ |
| 【経過措置】※　平成３１年３月３１日までに旧サービス管理責任者研修を修了した者については、令和６年３月３１日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなします。※　実践研修修了者、旧サビ管研修修了者が期日までに更新研修修了者とならなかった場合、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となります。 |
| ６従業者の職務の専従共通 | 　従業者（世話人、生活支援員、サービス管理責任者）は、専ら当該事業所に従事していますか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。） | はいいいえ | 条例第220条第238条第248条省令第208条第213条の4第213条の14 |
| ※　従業者の勤務形態　　　原則として専従ですが、時間を分けて複数の事業所に勤務することも可能です。（この場合、それぞれの事業所における従業者の常勤換算は、それぞれの事業所において非常勤扱いとして勤務した時間を算定します。） |
| ７労働条件の明示等共通 | 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はいいいえ | 労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。①労働契約の期間②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③就業の場所・従事すべき業務の内容④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦昇給に関する事項　（⑧昇給の有無　⑨退職手当の有無　⑩賞与の有無、⑪相談窓口）※　パートタイム労働者を雇い入れたときには、上記⑧～⑪についても文書で明示しなくてはなりません。　 |
| ８従業者の秘密保持等　共通 | （１）従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 | はいいいえ | 条例第38条の例による省令第36条の例による |
| * 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。
 |
| （２）従業者及び管理者であった者（退職後を含む）が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ |
| * 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。
 |
| ９管理者共通 | 　専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | はいいいえ | 条例第221条第239条第249条省令第209条第213条の5第213条の15 |
| ※　管理者は、原則として常勤かつ専従ですが、管理業務に支障がないときは、ア又はイのとおり他の職務を兼務することができます。　　ア　当該事業所のサービス管理責任者又は従業者　　イ　他の事業所又は施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者　 |

第３　設備に関する基準

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １０設備共通 | （１）共同生活住居(サテライト型住居も含む。以下同じ)は、住宅地等の利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外となっていますか。（敷地内に現存する事業所を除く）  | はいいいえ | 条例第222条第240条第250条省令第210条第213条の6第213条の16解釈通知第十五の2 |
| ※　「共同生活住居」・　複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する１つの建物をいいます。・　マンション等で複数の利用者の利用が可能な住戸は、当該住戸を共同生活住居と捉えます。・　ワンルームタイプなどの住戸は、当該マンション等の複数の住戸を共同生活住居と捉えます。その場合、家庭的な雰囲気の下、共同で暮らせる環境作りに配慮してください。 |
| ＜共同生活住居の立地について＞・　利用者に対して家庭的な雰囲気の下でサービスを提供するとともに、地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地など家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地すること。＜敷地内に現存する事業所＞　　　・　平成18年10月1日において現に入所施設又は病院の敷地内に現存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者については、引き続き指定共同援助の事業等を行うことができます。（省令附則第12条） |
| （２）共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は４人以上となっていますか。 | はいいいえ |
| ＜事業所の単位＞　事業所は、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内（各共同生活住居が主たる事務所から概ね30分以内に所在し、一体的なサービスの提供に支障がない範囲）に所在する１以上の共同生活住居を１事業所として指定します。 |
| （３）共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものになっていますか。 | はいいいえ |
| （４）共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下ですか。 | はいいいえ |
| * 既存の建物を利用する場合は2人以上20人以下、特に必要と認められるときは30人以下とすることができます。
* 構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、１つの建物に複数の共同生活住居を設けることができます。この場合において、１つの建物の入居定員の合計は20人以下とします。日中
 |
| （５）共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備（風呂、トイレ、洗面所、台所等）を設けていますか。 | はいいいえ |
| ※「ユニット」・　居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいいます。・　風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活に必要な設備、居間・食堂等の利用者・従業者が相互交流を図れる設備を設けてください。・　居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分され、私物等を置ける十分な広さを確保するものとしてください。・　居室の定員は１人とし、夫婦等、利用者の希望による場合を除いて事業者の都合により一方的に２人部屋とすることは認められません。  |
| （６）ユニットの入居定員は、2人以上10人以下ですか。 | はいいいえ |
| （７）ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備（居間、食堂等）を設けていますか。 | はいいいえ |
| （８）１居室の定員は１人（個室）となっていますか。 | はいいいえ |
| * 共同生活住居の立地、ユニットの定員、設備については、平成18年9月30日に現存する施設等が移行する場合については、特例が設けられています。

（省令第210条第4項、附則第7条、第12条、第18条、第19条を参照） |
| （９）１居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡（和室4.5畳）以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （１０）－１　サテライト型住居　介護　外部サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置していますか。 | はいいいえ該当なし |
| * 当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断します。
 |
| （１０）－２サテライト型住居は一の本体住居に２か所の設置を限度としていますか。（本体住居の入居定員が４人以下の場合には１か所の設置を限度とします。） | はいいいえ該当なし |
| * 一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、一つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められません。
 |
| （１０）－３サテライト型住居ごとに、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送るうえで必要な設備を設けていますか。・　サテライト型住居の定員は１人。・　居室の面積は7.43平方メートル（和室4.5畳）以上。・　収納設備は別途確保するなど十分な広さを有するもの。 | はいいいえ該当なし |

第４　運営に関する基準

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １１内容及び手続きの説明・同意共通 | （１）重要事項説明書　　利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（※）を、重要事項説明書、パンフレット等で説明を行い、同意を得ていますか。（※）重要事項・・・運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等　※　外部型の場合はさらに次に掲げる事項・外部サービス利用型共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容・受託居宅介護サービス事業者及び受託介護サービスの事業を行う事業所の名称 | はいいいえ | 条例第235条第245条（準用）第11条の例による省令第213条第213条の11（準用）第9条の例による解釈通知第三の3(1)の例による外部型条例第251条省令第213条の17解釈通知第十五5(3) |
| ※　上記の利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。　　　ついては、重要事項説明書は2部作成し、説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1部は利用者に交付し、1部は事業所にて保管してください。※　重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に（契約前に）説明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。 |
| （２）利用契約書　　利用契約をしたときは、社会福祉法第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。また、書面を交付する場合は、利用申込者の障害の特性に配慮していますか。 | はいいいえ |
| ※　利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく事業者（法人・法人代表者）です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。ただし、契約権限を規程等により委任している場合を除きます。※　利用契約書は2部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、1部を利用者に交付し、1部は事業所が保管してください。※　契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない（自動更新規定を設けていない）等の指摘例があります。※　契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、「支援費」等の旧法の用語がないか点検してください。 |
| １２秘密保持等共通 | 　利用契約の際に、サービス担当者会議等、他の事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供することについて、あらかじめ文書（個人情報提供同意書）により、利用者又は家族の同意を得ていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第38条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第36条の例による |
| ※　サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。※　個人情報保護方針等の説明に止まらず、書面で同意を得てください。 |
| １３入退居共通 | （１）共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供されていますか。 | はいいいえ | 条例第223条、第245条第256条省令第210条の2、第213条の11第213条の22 |
| （２）利用申込者の入居に際して、心身状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。 | はいいいえ |
| （３）利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っていますか。 | はいいい |
| （４）退居に際して、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 | はいいいえ |
| １４　入退居の記録の記載等共通 | （１）入居又は退居に際して、受給者証記載事項（事業所名、入居又は退居年月日等）を利用者の受給者証に記載していますか。 | はいいいえ | 条例第224条、第245条　第256条省令第210条の3、第213条の11第213条の22 |
| ※　記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。（項目１７「受給資格の確認」も参照） |
| （２）受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | はいいいえ |
| １５　提供拒否の禁止共通 | 　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第13条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第11条の例による |
| ＜正当な理由＞ア　現員からは利用申込みに応じきれない場合イ　運営規程に主たる障害の種類を定めており、この該当者以外からの利用申込みがあった場合、その他適切なサービスの提供が困難な場合ウ　入院治療が必要な場合　等 |
| １６　連絡調整に対する協力共通 | 　サービス利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力していますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第14条の例による省令第213条、第213条の11第213条の22（準用）第12条の例による |
| １７受給資格の確認共通 | 　サービスの提供に当たり、受給者証により支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第16条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第14条の例による |
| １８訓練等給付費の支給の申請に係る援助共通 | （１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに訓練等給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第17条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第15条の例による |
| （２）支給期間の終了に伴う訓練等給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ |
| １９心身の状況等の把握共通 | サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第18条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第16条の例による |
| ２０指定障害福祉サービス事業者等との連携等共通 | （１）サービスの提供に当たり、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第19条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第17条の例による |
| （２）サービスの提供の終了に際し利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。 | はいいいえ |
| ２１サービスの提供の記録共通 | （１）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間、利用者負担額等）を記録していますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第59条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第53条の2の例による解釈通知第四の3（2）の例による |
| （２）サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けていますか。 | はいいいえ |
| ※　記録を適切に行うことができる場合は、後日一括して記録することも差し支えありません。この場合も、サービス提供日ごとにサービス内容を記録してください。 |
| ２２預り金の管理共通 | （１）預り金を事業所で管理する場合は、「預り金管理規程」等を作成し、それに従った方法で管理していますか。 | はいいいえ該当なし | H18.12.6障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」H24.3.30障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて |
| ※　利用者の所持金を事業所で管理する場合は、本人、家族、管理者の合意のもとに管理してください。 |
| **預り金等の取扱いなしの場合、以下(２)～(７)の点検項目は記入不要です。****次項目に進んでください。** |
| （２）預り金を保管している場所、通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ定められ、その保管場所も別々の場所で適切に管理されていますか。　 | はいいいえ |
| （３）利用者からの保管依頼書（契約書）、個人別出納帳等、必要な書類を備え、適正な出納管理が行われていますか。 | はいいいえ |
| （４）利用者に金品預り証を発行していますか。また、預り証は利用者に交付し、事業所はその写しを保管していますか。 | はいいいえ |
| （５）預り金の払出しは、利用者の受領印を徴し、複数の職員が立ち会って金銭の授受がなされていますか。預金通帳や出納帳、領収書等は、定期的に点検していますか。 | はいいいえ |
| （６）預り金の収支状況を定期的及び求めに応じ、利用者等に知らせていますか。 | はいいいえ |
| （７）利用者が退所した場合等に、慰留金品等の引き渡しは適切になされていますか。　[ ] 　退所時金品等の引き渡しは、返還請求者及び必要と思われる者の立会いのもとに実施していますか。　[ ] 　引き渡し関係書類に、金品の内容、年月日、受取人の記名押印がありますか。 | はいいいえ |
| ２３利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等共通 | （１）利用者負担額以外に利用者から金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第22条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第20条の例による |
| ※　曖昧な名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められません。 |
| （２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、利用者から同意を得ていますか。（項目２４「利用者負担額」はこの限りでありません。） | はいいいえ |
| ２４利用者負担額等の受領共通 | （１）法定代理受領の場合、利用者から利用者負担額を受領していますか。※　利用者負担額を減額または免除することは認められません。⇒「５１　利益供与等の禁止」 | はいいいえ | 条例第225条、第245条　第256条省令第210条の4、第213条の11第213条の22解釈通知第十五の3（3） |
| （２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領していますか。 | はいいいえ該当なし |
| （３）（１）及び（２）のほか、提供した便宜に要する費用のうち、利用者から受けることができる次の費用の支払いを受けていますか。 | はいいいえ |
| ・食材料費、家賃、光熱水費、日用品費・その他の日常生活費（サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの） |
| ※　訓練等給付費の支給対象となっているサービスに係る費用の徴収は認められません。　　　　また、お世話料、管理協力費等の曖昧な名目による費用の徴収や、各利用者から一律に徴収することは認めらません。※　入居前の体験的な利用については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払いを受けてください。※　その他の日常生活費の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年3月30日障発第1206002号厚労省通知）」を参照してください。 |
| （４）（１）～（３）の費用を受領した場合に、利用者に領収書を交付していますか。 | はいいいえ |
| （５）（３）のサービス提供に当たり、利用者に対しあらかじめサービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| ２５利用者負担額に係る管理共通 | 利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービス等を受けたとき（体験利用の者は当該利用者の依頼を受けたとき）は、利用負担額合計額を算定していますか。また、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者に通知していますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第156条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第170条の2の例による |
| ２６訓練等給付費の額に係る通知等共通 | （１）事業者が法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知していますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第25条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第23条の例による |
| ※　通知は、訓練等給付費の支給を受けた日以降に通知してください。(例：４月提供分に係る給付費については、６月１５日以降に通知します。)※　通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、訓練等給付費の支給を受けた日、その額などを記載します。 |
| （２）利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、額その他利用者が市町村に訓練等給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | はいいいえ該当なし |
| ２７サービスの取扱方針共通 | （１）事業者は、個別支援計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | はいいいえ | 条例第226条第245条第256条省令第210条の5第213条の11第213条の22 |
| （２）事業者は、体験利用者にサービスを提供する場合は、個別支援計画に基づき、当該利用者が、継続した利用に円滑に移行できるよう配慮し、他の利用者の処遇に支障がないようにしていますか。 | はいいいえ該当なし |
| （３）従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はいいいえ |
| （４）事業者は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はいいいえ |
| ２８個別支援計画の作成等共通 | （１）管理者は、サービス管理責任者に、サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第64条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第58条の例による解釈通知第四の3（7）の例による |
| ※　個別支援計画には、その計画の作成を担当したサービス管理責任者の氏名を記載してください。 |
| （２）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たり利用者の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援内容の検討を行っていますか。 | はいいいえ |
| （３）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。面接する場合、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対し十分説明し、理解を得ていますか。 | はいいいえ |
| （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、以下の項目を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。　　また、この場合において、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて、計画の原案に位置付けるよう努めていますか。・利用者及び家族の生活に関する意向・総合的な支援の方針・生活全般の質を向上させるための課題・サービスの目標及びその達成時期・サービスを提供する上での留意事項等 | はいいいえ |
| （５）サービス管理責任者は、個別支援計画作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。＜個別支援計画の検討会議開催の内容＞

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 |  |
| 開催時期 | 新規利用者　：その他　： |
| 参加者 | (職種等) |

 | はいいいえ |
| （６）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| （７）サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際に、計画を利用者に交付していますか | はいいいえ |
| （８）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者の継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、計画の見直しを行っていますか。 | はいいいえ |
| （９）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては利用者及び家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り定期的に利用者に面接していますか。　また、定期的なモニタリングの結果を記録していますか。 | はいいいえ |
| （10）個別支援計画の変更があった場合、（２）から（７）に準じて取り扱っていますか。 | はいいいえ |
| ＜実地指導における指導事例＞1. 個別支援計画を作成していない。（期限切れを含む）

②　個別支援計画を６月に１回以上、見直していない。③　個別支援計画を利用者に交付していない。④　個別支援計画の原案に、利用者又は家族の同意を得てない。※　個別支援計画の作成に係る手続きが適切に行われていない場合減算となります。（項目６４（４）「個別支援計画未作成減算」参照。） |
| ２９サービス管理責任者の責務共通 | サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行っていますか。①　利用申込者の利用に際し、利用中の他の指定障害福祉サービス事業所等への照会等、心身の状況及び他のサービスの利用状況等を把握する。②　利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、日中活動サービス等との連絡調整、情報提供等の支援を行う。④　他の従業者に対する技術的指導及び助言を行う。 | はいいいえ | 条例第227条、第245条　第256条省令第210条の6、第213条の11第213条の22解釈通知第十五の3(4) |
| ３０相談及び援助共通 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切に相談に応じるとともに、必要な助言等を行っていますか。※　相談内容を記録してください。 | はいいいえ | 条例第235条、第245　第256条（準用）第66条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第60条の例による |
| ３１介護及び家事等共通 | （１）介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | はいいいえ | 条例第228条第242条第256条省令第211条第213条の8第213条の22解釈通知第十五の3(5)解釈通知第十五の3（5）④ |
| （２）調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。 | はいいいえ |
| （３）日中サービス支援型共同生活援助事業者は、常時１人以上の従業者を介護又は家事等に従事させていますか。 | はいいいえ |
| （４）利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業員以外の者による介護又は家事等を受けさせていませんか。（平18厚令171附則第18条の2、経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所等を除く） | はいいいえ |
| （５）サテライト型住居の入居者への支援は、次の①～②のとおり対応していますか。　①　個別支援計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行っていますか。　※　「定期的な巡回」　　　原則として１日複数回の訪問（入居者が本体住居で過ごす時間や心身の状況等に応じて訪問を行わない日を設けるのも可。）　②　入居者が原則として３年の間に、当該サテライト型住居を退去し、一般住宅等において日常生活を営むことができるかどうか他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め定期的に検討を行っていますか。 | はいいいえ |
| ３２社会生活上の便宜の供与等共通 | （１）他の日中活動を支援している就労支援、生活介護事業所等との連絡調整や余暇活動の支援等に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第229条、第243　第256条省令第211条の2、第213条の9第213条の22解釈通知第十五の3(6) |
| （２）日常生活上必要な行政機関に対する手続等について、本人又は家族が行うのが困難な場合、本人の同意を得て代わりに行っていますか。 | はいいいえ |
| ※　特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得てください。 |
| （３）常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | はいいいえ |
| ３３喀痰吸引等について共通 | * 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。
 | はいいいえ該当なし | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2.3同法施行規則第26条の2.3平成23年社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知 |
| **該当なしの場合、以下（２）～（９）の点検項目は記入不要です。****次項目に進んでください。** |
| （２）事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はいいいえ |
| （３）介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。　　また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェックしてください）。　　　　　[ ]  医師の指示書が保管されている。　　[ ]  指示書は有効期限内のものとなっている。 | はいいいえ |
| （４）喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はいいいえ |
| （５）対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はいいいえ |
| （６）対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| （７）実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はいいいえ |
| （８）たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はいいいえ |
| （９）たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | はいいいえ |
| ３４受託居宅介護サービスの提供外部 | （１）外部サービス利用型共同生活援助の個別支援計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置（※）を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第252条省令第213条の18解釈通知第十五の5(3)② |
| （※）　必要な措置…受託居宅介護サービス事業所従業者との会議を開催し、サービス提供等に関する情報伝達、当該個別支援計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう協議等を行うこと。 |
| （２）受託居宅介護サービス事業者がサービスを提供した場合は、提供した日時、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。 | はいいいえ |
| ３５受託居宅介護サービス事業者への委託外部 | （１）受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書で契約をしていますか。 | はいいいえ | 条例第254条、省令第213条の20解釈通知第十五の4(3)④ |
| ※　受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。　① 当該委託の範囲　② 当該委託業務の実施に当たり遵守すべき条件　③ 受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型共同生活援助事業者が定期的に確認する旨　④ 外部サービス利用型共同生活援助事業者が当該委託業務に関し、受託居宅介護サービス事業者に対し、指示を行い得る旨　⑤ 外部サービス利用型共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型共同生活援助事業者が確認する旨　⑥ 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在　⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 |
| ※ ③及び⑤の確認の結果の記録を作成してください。なお、確認の結果の記録は５年間保存してください。※ ④の指示は、文書により行ってください。※ 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはなりません。※ 外部サービス利用型共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとなります。 |
| （２）受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。 | はいいいえ |
| （３）業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録していますか。 | はいいいえ |
| ※　記録は５年間保存してください。 |
| （４）複数の受託居宅介護サービス事業者と契約する場合は、事業者ごとにその役割分担を明確にしていますか。 | はいいいえ |
| （５）事業の開始に当たって、居宅介護サービス事業者と予め契約し、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を市長に提出していますか。 | はいいいえ |
| ※　平成26年４月１日に現に存する共同生活援助事業所であって、外部サービス利用型共同生活援助事業所とみなされたものについては、平成26年４月１日以降最初の指定更新までの間は、委託契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供を開始するに当たって、委託契約を締結すればよいこととします。 |
| ３６運営規程共通 | 　事業所ごとに、次の重要事項に関する運営規程を定めていますか。※　運営規程に法令等で定める事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。※　運営規程を変更した場合は、市（障がい福祉課）に届出が必要です。 | はいいいえ | 条例第230条第253条省令第211条の3第213条の11第213条の19解釈通知第十五の3(7) |
| 項　　目 | 主な指摘のポイント |
| ①事業の目的及び運営の方針 | ②～④など、事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか。③ユニットごと・共同生活住居ごとの入居定員、当該事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数④サービスの内容の例　　1利用者に対する相談援助2入浴、排せつ及び食事の介護3健康管理・金銭管理に係る支援4余暇活動の支援5緊急時の対応6就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等7財産管理等の日常生活に必要な援助8 体験利用に係る内容　　等④受領する費用の例1家賃月額、2光熱水費月額、3食材料費、4日用品費等5体験利用の費用（日額）とサービス内容⑩虐待防止の具体的な措置1虐待の防止に関する責任者の選定2成年後見制度の利用支援3苦情解決体制の整備4従業者に対する虐待の防止を啓発・ 普及するための研修の実施　5虐待防止委員会に関すること　等 |
| ②従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| ③入居定員 |
| ④サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 |
| ⑤受託居宅介護サービス事業者及び受　託居宅介護サービス事業所の名称及　び所在地　【外部型】 |
| ⑥入居に当たっての留意事項 |
| ⑦緊急時等における対応方法 |
| ⑧非常災害対策 |
| ⑨事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 |
| ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 |
| ⑪その他運営に関する重要事項（緊急やむをえない場合に身体拘束等を行う場合の手続、苦情解決体制、地域生活支援拠点である場合はその旨及び必要な機能のうち満たす機能　等） |
| * 法令等で必要な事項が定められているか、また、従業者の員数、営業日・時間、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書等と合っているか点検してください。

　　　　なお、運営規程には従業者の員数（人数）を定めればよく、従業者の常勤・非常勤の内訳は定めなくても差し支えありません。また、員数は定数ではなく「○名以上」と定めることができます。* 通常の事業の実施地域については、地域外のサービス提供を妨げるものではありません。
* 運営規程を変更した場合には、市（障がい福祉課）に届出が必要です。
 |
| ３７勤務体制の確保等共通 | （１）適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | はいいいえ | 条例第231条、第245号省令第212条、第213条の11解釈通知第十五の3(8)外部型条例第255条省令第213条の21解釈通知第十五の5(8)⑤解釈通知第十五の3(8)② |
| * 原則として月ごとの勤務表を作成し、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にしてください。
* 利用者が安心して生活できるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、継続性を重視したサービス提供に配慮してください。
 |
| （２）-1事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。（ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合を除きます。）介護 日中　 | はいいいえ |
| 　※　省令附則第18条の2の規定により、障害支援区分4以上の者で居宅介護・重度訪問介護の支給決定を受けた利用者を除きます。令和6年3月31日まで |
| （２）-2事業所ごとに、当該事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によってサービスを提供していますか。　外部 | はいいいえ |
| （３）生活支援員の業務の一部又は全部を他の事業者に委託する場合、委託業務の実施状況を定期的に確認しその結果を記録していますか。 | はいいいえ |
| ＜生活支援員の業務の外部委託＞　・　原則として、従業者がサービスを提供しなければなりません。ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、生活支援員の業務の全部又は一部を委託することができます（再委託することは認められません。）。　・　事業者は業務の管理、指揮命令を確実に実施するため、業務の実施状況を定期的に確認し、確認の結果を記録しなければなりません。　・　委託契約には委託業務の範囲、遵守すべき条件を定めてください。 |
| （４）事業者は、従業者の資質向上のため、研修の機会を確保していますか。＜研修（研修を兼ねた会議を含む）の回数・内容を記入してください＞ | はいいいえ |
| 前年度 | 当年度 | 研修等の主な内容 |
| 　 回 | 　 回 | 　 |
| ※　研修機関による研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保するよう努めてください。※　事業所内研修は、従業員の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。また、後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。 |
| （５）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等必要な措置を講じていますか。共通 | はいいいえ |
| ※　事業所が講ずべき取組については次のとおりです。ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発ｂ　相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備この他に被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組（マニュアル策定、研修の実施等）を講ずることが望ましいです。※　中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされています。 |
| ３８業務継続に向けた取組の強化について共通 | (１)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第35条の2の例による省令第213条、第213条の11第213条の22（準用）第33条の2の例による解釈通知第三の3（23）の例による |
| ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。ア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携※　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされています。 |
| （２）従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※　他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないです。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加するよう努めてください。 |
| （３）事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はいいいえ |
| ３９緊急時等の対応共通 | （１）サービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合、その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第30条の例による省令第213条、第213条の11第213条の22（準用）第28条の例による |
| （２）緊急時対応マニュアル作成していますか。 | はいいいえ |
| ＜緊急時に備えて日頃からできることの例＞・　利用者の既往症や発作の有無などを把握・緊急時の連絡方法（医療機関・家族等）や対応方法を整理・　救急車や医療機関への情報提供など適切に対応できるようにする。・　過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく。・　救急用品を整備する、また応急手当について学んでおく。　等 |
| ４０利用者に関する市町村への通知共通 | 　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。1. 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより障害の状態を悪化させたと認めるとき。

②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第95条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第88条の例による |
| ４１管理者の責務共通 | 　管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。また、従業者に運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第72条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第66条の例による |
| ４２　支援体制の確保共通 | 　利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携、その他適切な支援体制を確保していますか。 | はいいいえ | 条例第232条、第245条　第256条省令第212条の2、第213条の11第213条の22 |
| ４３定員の遵守共通 | 　利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。（ただし、災害等その他のやむを得ない事情の場合はこの限りではありません。） | はいいいえ | 条例第233条、第245条　第256条省令第212条の3、第213条の11第213条の22 |
| ４４夜間勤務体制共通 | 　夜間勤務体制は適切に確保されていますか。＜□にチェックしてください＞報酬加算の状況　[ ] 夜間支援等体制加算Ⅰ　（夜勤体制を実施）　　[ ] 夜間支援等体制加算Ⅱ　（宿直体制を実施）　　[ ] 夜間支援等体制加算Ⅲ　（防災体制・連絡体制の確立） | はいいいえ | 告示別表第15の1の5報酬通知第二3(8)⑧ |
| ４５非常災害対策共通 | （１）サテライト型住居も含めて、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画（※１）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備（※２）し、それらを定期的に従業者に周知していますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第76条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第70条の例による解釈通知第四の3（19）の例による |
| ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。（※１）　具体的計画とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。　　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。（※２）　関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 |
| （２）非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていますか。 | はいいいえ | 条例第76条第2項【独自基準】 |
| （３）非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第76条第3項【独自基準】 |
| （４）訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。 | はいいいえ | 条例第76条第4項【独自基準】 |
| ※　非常災害時には事業所の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしています。 |
| （５）非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。 | はいいいえ | 条例第76条第5項【独自基準】 |
| ※　大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、入居者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている３日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品（おむつ等）、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源（調理用等）、発電機等が挙げられます。通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。 |
| ※　非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」（平成２９年３月　山梨県福祉保健部）等を参考としてください。 |
| ４６衛生管理等共通 | （１）事業者は、利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。　　　また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第97条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第90条の例による解釈通知第四の３（20）の例による労働安全衛生法第66条 |
| ※　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等、感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。 |
| （２）　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。　①　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。　②　感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。　③　従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※　感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。※　専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めてください。※　感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。（平常時の対策としては、衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。）※　発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。※　事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。※　実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。※　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。※　必要に応じて、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。※　特に新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌対策、レジオネラ症等については、発生防止等に関する通知（※）に基づき、適切な措置を講じてください。※　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めてください。（施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。）※　手洗所等の共用のタオルは、感染源となり感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |
| （※）　以下の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の発生及びまん延を防止するための措置を徹底していください。・「社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について(その２)」(令和２年４月７日厚労省通知)　1.感染症拡大防止に向けた取組(1)施設等における取組　(2)職員の取組　(3)ケア等の実施時の取組　2.感染者が発生した場合の取組「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚労省通知）「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日厚労省通知）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚労省通知　別添）「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定　厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室）「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚労省通知）「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚労省通知）「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚労省告示264） |
| ＜従業者等の健康診断の実施＞※　常時使用する労働者には、1年以内毎に1回（深夜業労働者等は６ヶ月毎に1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |
| ４７協力医療機関等共通 | 　利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めていますか。また、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 | はいいいえ | 条例第234条第245条第256条省令第212条の4第213条の11第213条の22 |
| ※　共同生活住居から近距離にあるのが望ましいです。 |
| ４８掲示共通 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第99条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第92条の例による解釈通知第三の３（25）の例による |
| ※　見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。※　従業者の勤務体制については、職種ごとの、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の名前まで掲示することを求めるものではありません。※　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。 |
| ４９　身体拘束等の禁止共通 | （１）サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第37条の2の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第35条の2の例による解釈通知第三の３（26）の例による |
| 　＜例＞　・椅子（車いす）にベルトで縛る　　・ベッド柵、　　・居室に隔離・つなぎ服、ミトン型手袋　・落ち着かせるための向精神薬の過剰服用　　等 |
| （２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 | はいいいえ |
| ※　必要な記録がない場合　⇒　項目６４（6）「身体拘束廃止未実施減算」を参照してください。 |
| （３）身体拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じていますか。　①　身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していますか。　②　身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。　③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※　専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めてください。※　身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能です。※　身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいですが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することができます。※　身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ　身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ 身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。※　「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針※　事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容について記録してください。※　研修の実施に当たっては、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなすことができます。※　１年間の経過措置を設けており、令和4年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |
| （４）身体拘束等の解除に向けた経過観察、再検討を常に行い、その内容を記録していますか。 | はいいいえ |
| 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成30年6月改訂版（厚労省））※　やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、個別支援会議等（管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者等、支援方針に権限を持つ職員が出席することが必要）において組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。 |
| ５０情報の提供等共通 | （１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業所が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第39条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第37条の例による |
| （２）当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | はいいいえ |
| （３）独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（ＷＡＭＮＥＴ）　」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 | はいいいえ | 法第76条の3 |
| ※　障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成３０年４月より義務化されました。※　報告の期限は、報告年度の７月末日です。（４月１日以降、新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から１か月以内）※　報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。 |
| ５１利益供与等の禁止共通 | （１）相談支援事業者など障害福祉サービス事業者やその従業者に対し、利用者又は家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | はいいいえ | 条例第235条　第245条　第256条（準用）第40条の例による省令第213条第213条の11第213条の22（準用）第38条の例による解釈通知第一の2（1）① |
| （２）相談支援事業者など他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | はいいいえ |
| * + 障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘引行為や就労斡旋行為を行ってはなりません。【不適切な具体例】

・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授受する。・施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授受する。・施設障害福祉サービスの利用開始に伴い利用者に祝い金を授受する。・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行う。・利用者負担額を減額または免除する。 |
| ５２苦情解決共通 | （１）利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。※　苦情受付体制を記載してください。 | はいいいえ | 条例第235条　第245条　第256条（準用）第41条の例による省令第213条第213条の11第213条の22（準用）第39条の例による解釈通知第三の３（29）の例による |
| 苦情受付担当者 | <職名・氏名> |
| 苦情解決責任者 | <職名・氏名> |
| 第三者委員 | <職名・氏名><職名・氏名> |
| ※　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいいます。※　当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましいとされています。 |
| （２）苦情について、受付日、内容等を記録していますか。 | はいいいえ |
| * 対応策、対応結果等を記載できる様式を定めることが必要です。

※　当該記録は、５年間保存してください。※　苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知・平成29年3月7日最終改正）を参考にしてください。 |
| （３）市町村等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。①　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査（実地指導等）に応じていますか。また、利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。②　提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問（実地指導等）に応じていますか。③　提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。④　利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。⑤　市町村長等から求めがあった場合に、①から④の改善内容を報告していますか。⑥　運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力していますか。 | はいいいえ | 法第10条、11条、48条社会福祉法第85条 |
| ５３事故発生時の対応共通 | （１）サービス提供に際し事故が発生した場合は、甲府市及び支給決定市町村に報告し、利用者（当事者）の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第235条　第245条　第256条（準用）第42条の例による省令第213条第213条の11第213条の22（準用）第40条の例による解釈通知第三の3（30）の例による |
| （２）事故対応マニュアルを作成していますか。また、ヒヤリ・ハット事例を収集し対応策を検討するなど、事故防止に取り組んでいますか。 | はいいいえ |
| ＜参照＞　「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取組指針」（厚生労働省、平成14年3月） |
| （３）事故の状況及び事故に際してとった処置を、記録していますか。 | はいいいえ |
| （４）事故等が発生した場合、原因究明など再発防止策を、事業所の会議で話し合い、従業者に周知徹底していますか。 | はいいいえ |
| （５）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はいいいえ |
| （６）上記（５）のための損害賠償保険に加入していますか。 | はいいいえ |
| ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。 |
| ５４虐待の防止共通 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。　①　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。　②　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。　③　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はいいいえ　 | 条例第235条　第245条　第256条（準用）第42条の2の例による省令第213条第213条の11第213条の22（準用）第40条の2の例による解釈通知第三の3（31）の例による |
| ※　虐待防止委員会の役割は、下記の３つがあります。・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）※　専任の虐待防止担当者（必置）を決め、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。なお、法人単位での委員会設置も可能です。※　虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。※　虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要ですが、身体拘束適正委員会と一体的に設置・運営することができます。※　虐待防止のための対策について具体的には、次のような対応を想定しています。ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。ウ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。※　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針※　事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えません。※　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置してください。※　１年間の経過措置を設けており、令和4年３月３１ 日までの間は、努力義務とされています。 |
| ５５会計の区分共通 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、事業ごとに会計を区分していますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第43条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第41条の例による |
| ５６地域との連携等共通 | 　地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第80条の例による省令第213条、第213条の11第213条の22（準用）第74条の例による |
| ※　地域の住民やボランティア団体等と連携及び協力を行う等の地域との交流に努めてください。 |
| ５７協議の場の設置等日中 | （１）日中サービス支援型共同生活援助事業者は、サービスの提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会等に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 | はいいいえ | 条例第244条省令第213条の10 |
| （２）（１）の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備していますか。 | はいいいえ |
| ５８記録の整備共通 | 　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。　また、少なくとも次の記録については、その完結の日から５年間保存していますか。 | はいいいえ | 条例第235条、第245条　第256条（準用）第81条の例による省令第213条、第213条の11、第213条の22（準用）第75条の例による |
| ＜整備・保管すべき記録＞①個別支援計画 1. サービス提供記録

③利用者に関する市町村への通知に係る記録（項目４０参照）　④身体拘束等の記録 ⑤苦情内容等の記録⑥事故状況・処置の記録 |
| ５９変更の届出等共通 | 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、１０日以内に市長（障がい福祉課）に届け出ていますか。 | はいいいえ | 法第46条第1項・第2項法施行規則第34条の23平18障発第1031001号厚労省部長通知 |
| * 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧」の項目に掲載している事項に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。
 |
| * 介護給付費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月１５日までに届出が必要です。
* 事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の１月前までに届け出てください。
 |

第５　訓練等給付費の算定及び取扱い

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ６０基本事項 | （１）サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」（以下「告示別表」という）の第15（共同生活援助）により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。 | はいいいえ | 告示一告示二 |
| （２）金額換算の際の端数処理（１）の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。 | はいいいえ |
| ６１共同生活援助サービス費介護 | （１）共同生活援助サービス費については、利用者に対して、次に掲げる世話人の員数に応じ、所定単位数を算定していますか。　介護 | はいいいえ | 告示別表第15の1報酬通知第二3(8)①告示別表第15の1注5留意事項通知　第二の３(8)①(二)ｱ |
| [ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅰ）世話人４：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅱ）世話人５：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅲ）世話人６：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅳ）体験利用　　（１回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る） |
| （２）個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例令和６年３月３１日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第１８条の２第１項又は第２項（※）の規定の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合にあっては、サービス費(Ⅰ)から(Ⅲ)までにかかわらず、世話人の員数及び障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ該当なし |
| （※）第１項　重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分４、区分５又は区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合第２項　区分４、区分５又は区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合一　当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること二　当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること |
| ※　本規定に該当する者に対し、共同生活援助を行った場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第１５の１の注５に定める単位数を算定します。※　この場合、共同生活援助事業所は、居宅介護事業所等から居宅介護等の提供実績を確認してください。 |
| ６２共同生活援助サービス費日中 | （１）共同生活援助サービス費については、利用者に対して、次に掲げる世話人の員数に応じ、所定単位数を算定していますか。　日中 | はいいいえ | 告示別表第15の1留意事項通知　第二の３(8)②(一)告示別表第15の1の2注5告示別表第15の1の2注6告示別表第15の1の2注7告示別表第15の1の2注9留意事項通知　第二の３(8)②(二)ｲ(ｴ) |
| [ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅰ）世話人３：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅱ）世話人４：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅲ）世話人５：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅳ）体験利用　　（１回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る） |
| ※　日中サービス支援型共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものです。 |
| （２）日中を共同生活住居以外で過ごす場合日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、世話人の員数及び障害支援区分に応じ、１日につき別途定める単位数を算定していますか。 | はいいいえ該当なし |
| ※　障害支援区分３以上の利用者が、日中サービス支援型共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分２以下の利用者に対し、日中サービス支援型共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第１５の１の２の注５に掲げる単位数を算定する。 |
| （３）個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）・日中を当該共同生活住居で過ごす者令和６年３月３１日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、世話人の員数及び障害支援区分に応じ、１日につき別途定める単位数を算定していますか。　※　【基準附則第１８条の２】　項目６１「共同生活援助サービス費　介護」（２）参照 | はいいいえ該当なし |
| （４）個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）・日中を当該共同生活住居以外で過ごす者令和６年３月３１日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、世話人の員数及び障害支援区分に応じ、１日につき別途定める単位数を算定していますか。　※　【基準附則第１８条の２】　項目６１「共同生活援助サービス費　介護」（２）参照 | はいいいえ該当なし |
| （５）体験利用で日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合一時的に体験的な日中サービス支援型共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、サービス（１回当たり連続３０日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年５０日以内に限り、１日につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ該当なし |
| ※　障害支援区分３以上の利用者が、日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、サービスを提供した場合又は障害支援区分２以下の利用者に対し、サービスを提供した場合については、報酬告示第１５の１の２の注９に掲げる単位数を算定する |
| ６３共同生活援助サービス費外部 | （１）共同生活援助サービス費については、共同生活援助の利用者に対して、次に掲げる世話人の員数に応じ、所定単位数を算定していますか。　外部 | はいいいえ | 報酬通知第二3(8)③ |
| [ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅰ）世話人４：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅱ）世話人５：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅲ）世話人６：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅳ）世話人１０：１[ ] 　共同生活援助サービス費（Ⅴ）体験利用　　（１回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る） |
| （２）受託居宅介護サービス費については、所定単位を算定していますか。　外部　※　受託居宅介護サービスの対象者は、利用者のうち区分２以上に該当する障害者 | はいいいえ | 告示別表第15の1の3報酬通知第二3(8)④ |
| ６４通則共通 | （１）加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり小数点以下の端数が生じた場合、その都度、四捨五入し整数値にして計算していますか。 | はいいいえ | 報酬通知第二１（１） |
| （２）利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、共同生活援助サービス費を算定していませんか。 | はいいいえ | 報酬通知第二１（２） |
| （３）人員欠如がある場合、所定の減算を行っていますか。 | はいいいえ該当なし | 報酬通知第二１（８） |
| 1. 指定基準により事業所に置くべき世話人又は生活支援員の員数を満たしていない場合

　　ア　減算が適用される月（※）から３月未満の月　→70/100　　イ　減算が適用される月から連続して３月以上の月　→50/100　　（※）減算が適用される月…○　基準上必要な員数から１割を超えて欠如した場合　　　　　　　その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算　　　　○　１割までの範囲内で欠如した場合　　　　　　　翌々月から解消に至った月まで利用者全員について減算（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。※　日中サービス支援型共同生活援助事業所における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員においては、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算ア　員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合イ　員数に満たない事態が４日以上発生した場合 |
| 1. サービス管理責任者の員数が基準を満たしていない場合

　　ア　減算が適用される月（※）から５月未満の月　→70/100　　イ　減算が適用される月から連続して５月以上の月　→50/100（※）減算が適用される月…翌々月から解消に至った月まで利用者全員について減算（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。 |
| （４）利用者の個別支援計画を作成していない場合、所定の減算を行っていますか。①作成されていない期間が３月未満の場合→70/100②作成されていない期間が３月以上の場合→50/100 | はいいいえ該当なし | 報酬通知第二１（10） |
| * 次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する利用者について減算します。

　①サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない　②個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。 |
| （５）大規模住居等減算共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算していますか。 | はいいいえ該当なし | 告示別表第15の1注7(3)～(5)第15の１の2の2注7(3)・(4)報酬通知第二3(8)①(三)第二3 (8)③(三)→第二3(8)①(三)を準用 |
| 介護ア　共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満である場合 95/100イ　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　　　　　　　　93/100ウ　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　　　　95/100　 |
| 日中ア　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　　　　　　　　 93/100イ　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　95/100 |
| 外部ア　共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満である場合　　90/100イ　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　　　　　　　　87/100 |
| ＜一体的な運営が行われている共同生活住居＞※　同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいいます。 |
| （６）身体拘束廃止未実施減算 やむを得ず身体拘束等を行うに際して、指定居宅介護基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合又は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催やその結果の従業員への周知、身体拘束等の適正化のための指針の整備、定期的な研修の実施が行われない場合には、次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。　 | はいいいえ該当なし | 告示別表第15の1注8第15の1の2の2注8報酬通知第二1(12) |
| * ただし、R5年3月31日までの間は、上記基準を満たしていない場

合でも減算は不要です。→「項目４９　身体拘束の禁止」参照 |
| (７)他のサービスとの算定関係　共通利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（ 介護 日中 特例により居宅介護及び重度訪問介護を受けている間を除く。）は、サービス費を算定していませんか。 | はいいいえ該当なし | 告示別表第15の1注9第15の1の2注12第15の1の2の2注9 |
| ６５受託居宅介護サービス費外部 | 外部サービス利用型共同生活援助事業所の利用者（区分２以上に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者がサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型共同生活援助の提供時間帯において、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ | 告示別表第15の１の3 |
| ６６福祉専門職員配置等加算共通 | 生活支援員等の配置が次の条件に該当しているものとして市に届出を出し、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の1の4報酬通知第二3(8)⑤→第二2(5)④を準用 |
| [ ] 加算(Ⅰ) | 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上となっていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算(Ⅱ) | 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上となっていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算(Ⅲ) | 世話人又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上、又は、世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事（※）している従業者の割合が100分の30以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （※）３年以上従事…加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の障害福祉サービス事業等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとします。 |
| ６７視覚・聴覚言語障害者支援体制加算共通 | （１）条件に該当しているものとして市に届出を出し、1日につき所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の1の4の2報酬通知第二3(8)⑥ |
| （２）視覚障害者、聴覚障害者又は言語機能障害者（以下「視覚障害者等」という。）である利用者の数（重度の視覚障害者、重度の聴覚障害者、重度の言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者に２を乗じて得た数とする）が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上ですか。 | はいいいえ |
| * 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」については、具体的には次の①から③までのいずれかに該当する者です。

①視覚障害者　　　身体障害者手帳の障害の程度が１級又は２級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者②聴覚障害者　　　身体障害者手帳の障害の程度が２級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者1. 言語機能障害者

　　　身体障害者手帳の障害の程度が３級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者* 重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えます。この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はありません。
 |
| （３）視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、基準上の人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除した数以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ※　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」については、具体的には次の①又は②のいずれかに該当する者です。①　視覚障害…点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者②　聴覚障害又は言語機能障害…手話通訳等を行うことができる者 |
| ６８看護職員配置加算共通 | （１）要件に該当しているものとして市に届け出を出し、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の1の4の3報酬通知第二3(8)⑦ |
| （２）指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置していますか。 | はいいいえ |
| * 利用者の状況に応じて、以下の支援を行います。

ア 利用者に対する日常的な健康管理イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援エ 看護職員による常時の連絡体制の確保オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意* 複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、常勤換算方法により、看護職員の員数が１以上かつ利用者の数を20 で除して得た数以上であることが必要です。
* 当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、医療連携体制加算（医療連携体制加算（Ⅳ）を除く。）の算定対象とはなりません。
 |
| ６９夜間支援等体制加算介護夜間６９夜間支援等体制加算続き６９夜間支援等体制加算つづき６９夜間支援等体制加算つづき６９夜間支援等体制加算つづき６９夜間支援等体制加算つづき | 要件に該当しているものとして市に届け出を出し、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし |  |
| [ ] 加算（Ⅰ） | （１）－１　夜間支援従事者の配置夜勤を行う夜間支援従事者が、対象利用者の共同生活住居(サテライト型住居を除く)に配置されていますか（特別な事情を市長が認めた場合を除きます）。 | はいいいえ | 告示別表第15の1の5イ報酬通知第二3(8)⑧(一) |
| * 専従の夜間支援従事者が、利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間配置されていなければなりません。なお、外部サービス利用型において、受託居宅介護サービス事業所に委託する場合、受託居宅介護サービス費でなく、この加算を算定します。
* 夜間支援従事者が複数の共同生活住居の利用者に夜間支援を行っている場合は、夜間支援従事者がいる共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内にあり、利用者の呼び出し等に迅速に対応できるよう特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保されている必要があります。
* 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、１カ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人まで、複数の共同生活住居における夜間支援を行う場合にあっては５か所20人までを上限とします。
 |
| （１）－２　夜間支援従事者の勤務形態　夜間支援従事者は、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、宿泊型生活訓練事業所等の夜勤・宿直業務との兼務を行っていませんか。 | はいいいえ |
| * 夜間支援従事者は、常勤・非常勤を問いません。外部委託も可能です。
* 共同生活援助事業所が短期入所（併設又は空床利用）を設置する場合は、短期入所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務できます。
 |
| （１）－３　夜間支援従事者の勤務内容夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行い、夜間支援の内容は利用者ごとの個別支援計画に位置づけていますか。 | はいいいえ |
| ※　１人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。ただし、サテライト型住居については、その住居形態、、利用者の意向・状態像を勘案して、サテライト型住居ごとにその巡回の必要性を判断して差し支えありません。 |
| （１）－４　加算の算定方法　夜間支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援対象利用者の数は、前年度の平均を用い、小数点以下を四捨五入します。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居の利用者については、算定できません。 |
| [ ] 加算（Ⅱ） | （２）－１　夜間支援従事者の配置宿直を行う夜間支援従事者が、対象利用者の共同生活住居(サテライト型住居を除く)に配置されていますか（特別な事情を市長が認めた場合を除きます）。 | はいいいえ | 告示別表第15の1の5ロ報酬通知第二3(8)⑧(二) |
| * 専従の夜間支援従事者が、利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間配置されていなければなりません。なお、外部サービス利用型において、受託居宅介護サービス事業所に委託する場合、受託居宅介護サービス費でなく、この加算を算定します。
* 夜間支援従事者が複数の共同生活住居の利用者に夜間支援を行っている場合は、夜間支援従事者がいる共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内にあり、利用者の呼び出し等に迅速に対応できるよう特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保されている必要があります。
* 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、１カ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人まで、複数の共同生活住居における夜間支援を行う場合にあっては５か所20人までを上限とします。
 |
| （２）－２　夜間支援従事者の勤務形態夜間支援従事者は、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、宿泊型生活訓練事業所等の夜勤・宿直業務との兼務を行っていませんか。 | はいいいえ |
| * 夜間支援従事者は、常勤・非常勤を問いません。外部委託も可能です。
* 共同生活援助事業所が短期入所（併設又は空床利用）を設置する場合は、短期入所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務できます。
 |
| （２）－３　夜間支援従事者の勤務内容夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定期的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行っていますか。 | はいいいえ |
| * １人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。ただし、サテライト型住居については、その住居形態、、利用者の意向・状態像を勘案して、サテライト型住居ごとにその巡回の必要性を判断して差し支えありません。
 |
| （２）－４　加算の算定方法　夜間支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援対象利用者の数は、前年度の平均を用い、小数点以下を四捨五入します。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居の利用者については、算定できません。 |
| [ ] 加算（Ⅲ） | （３）利用者に対して、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保していますか。 | はいいいえ | 告示別表第15の1の5ハ報酬通知第二3(8)⑧(三) |
| ＜どのように防災体制・連絡体制を確保しているか記入してください。＞ |
| （３）-1　夜間の防災体制警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結した場合、警備会社等に利用者の状況等について伝達しておくことが必要です。 |
| （３）-2　常時の連絡体制常時の連絡体制については、従業者の常駐のほか、次の場合にも算定できます。なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに事業所内の見やすい場所に掲示する必要があります。①　携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。②　生活支援員又は世話人以外の、夜間支援を委託された者により連絡体制を確保している場合。ただし、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等により評価される職務に従事する者による連絡体制は当該加算の算定対象としません。 |
| * 夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定対象者となる利用者については算定できません。
 |
| [ ] 加算（Ⅳ） | （４）夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、更に事業所単位で夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援の体制を確保していますか。 | はいいいえ | 告示別表第15の1の5ニ報酬通知第二3(8)⑧(四) |
| （４）－１　夜間支援従事者の配置夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が、１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、夜間及び深夜の時間帯を通じて配置されていますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象になりません。※　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制をとってください。※　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者は３０人が上限です。※　外部サービス利用型において、受託居宅介護サービス事業所に委託する場合、受託居宅介護サービス費でなく、この加算を算定します。 |
| （４）－２　夜間支援従事者の勤務形態夜間支援従事者は、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、宿泊型生活訓練事業所等の夜勤・宿直業務との兼務を行っていませんか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援従事者は、常勤・非常勤を問いません。外部委託も可能です。※　共同生活援助事業所が短期入所（併設又は空床利用）を設置する場合は、短期入所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務できます。 |
| （４）－３　夜間支援従事者の勤務内容夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定期的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行っていますか。 | はいいいえ |
| ※　１人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。ただし、サテライト型住居については、その住居形態、、利用者の意向・状態像を勘案して、サテライト型住居ごとにその巡回の必要性を判断して差し支えありません。 |
| （４）－４　加算の算定方法　夜間支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援対象利用者の数は、前年度の平均を用い、小数点以下を四捨五入します。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居の利用者については、算定できません。 |
| [ ] 加算（Ⅴ） | （５）夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、更に事業所単位で夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯において必要な介護等の支援の体制を確保していますか。 | はいいいえ | 告示別表第15の1の5ホ報酬通知第二3(8)⑧(五) |
| （５）－１　夜間支援従事者の配置夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が、１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、夜間及び深夜の一部の時間帯において配置されていますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間及び深夜の一部の時間帯については、午後１０時から翌日の午前５時までの間において、少なくとも２時間以上勤務時間があること。※　夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象になりません。※　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制をとってください。※　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者は３０人が上限です。※　外部サービス利用型において、受託居宅介護サービス事業所に委託する場合、受託居宅介護サービス費でなく、この加算を算定します。 |
| （５）－２　夜間支援従事者の勤務形態夜間支援従事者は、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、宿泊型生活訓練事業所等の夜勤・宿直業務との兼務を行っていませんか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援従事者は、常勤・非常勤を問いません。外部委託も可能です。※　共同生活援助事業所が短期入所（併設又は空床利用）を設置する場合は、短期入所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務できます。 |
| （５）－３　夜間支援従事者の勤務内容夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定期的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行っていますか。 | はいいいえ |
| ※　１人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。ただし、サテライト型住居については、その住居形態、、利用者の意向・状態像を勘案して、サテライト型住居ごとにその巡回の必要性を判断して差し支えありません。 |
| （５）－４　加算の算定方法夜間支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援対象利用者の数は、前年度の平均を用い、小数点以下を四捨五入します。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居の利用者については、算定できません。 |
| [ ] 加算（Ⅵ） | （６）夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、更に事業所単位で夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保していますか。 | はいいいえ | 告示別表第15の1の5ヘ報酬通知第二3(8)⑧(六) |
| （６）－１　夜間支援従事者の配置夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が、１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、夜間及び深夜の時間帯を通して配置されていますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象になりません。※　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制をとってください。※　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者は３０人が上限です。※　外部サービス利用型において、受託居宅介護サービス事業所に委託する場合、受託居宅介護サービス費でなく、この加算を算定します。 |
| （６）－２　夜間支援従事者の勤務形態夜間支援従事者は、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、宿泊型生活訓練事業所等の夜勤・宿直業務との兼務を行っていませんか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援従事者は、常勤・非常勤を問いません。外部委託も可能です。※　共同生活援助事業所が短期入所（併設又は空床利用）を設置する場合は、短期入所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務できます。 |
| （６）－３　夜間支援従事者の勤務内容夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定期的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行っていますか。 | はいいいえ |
| ※　１人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。ただし、サテライト型住居については、その住居形態、、利用者の意向・状態像を勘案して、サテライト型住居ごとにその巡回の必要性を判断して差し支えありません。 |
| （６）－４　加算の算定方法　夜間支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間支援対象利用者の数は、前年度の平均を用い、小数点以下を四捨五入します。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居の利用者については、算定できません。 |
| ７０夜勤職員加配加算日中 | （１）要件に該当しているものとして市に届け出を出し、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の1の5の2報酬通知第二3(8)⑨ |
| （２）日中サービス支援型共同生活援助事業所において、指定基準で定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置していますか。 | はいいいえ |
| * 加配される夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問いません。外部委託も可能です。
* 加配される夜間支援従事者は、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算は算定できません。
* ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する併設型短期入所の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えありません。
 |
| ７１重度障害者支援加算介護日中 | [ ] 加算（Ⅰ） | （１）要件に該当しているものとして市に届け出を出し、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の1の6報酬通知第二3(8)⑩ |
| （２）基準上必要な生活支援員に加えて、障害支援区分６に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障があり、次のいずれかに該当する者に対する適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置していますか。[ ] 　人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障害のある者で、四肢全てに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者[ ] 　障害支援区分認定調査項目の行動関連項目の合計点数が10点以上である者 | はいいいえ |
| （３）サービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従事者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(２号)修了者（「実践研修修了者」）を１名以上配置し、支援計画シ－ト等を作成していますか。 | はいいいえ |
| ※　平成31年3月31日までの間においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、サービス管理責任者又は生活支援員のうち１人以上に強度行動障害支援者養成研修（実践研修）、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修（第一号）又は喀痰吸引等研修（第二号）のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、市長に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとしていました。 |
| （４）生活支援員のうち20％以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従事者養成研修修了者、行動援護従事者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(３号)修了者ですか。 | はいいいえ |
| ※　平成31年３月31日までの間においては、生活支援員のうち10％以上が基礎研修修了者であって、かつ、基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、市長に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとしていました。 |
| [ ] 加算（Ⅱ） | 区分４以上に該当する利用者について、（Ⅰ）の区分要件以外に該当する利用者について、当該加算を算定していますか。 | はいいいえ |
| ※（Ⅰ）の対象者に算定できません。 |
| ７２医療的ケア対応支援加算共通 | 　指定障害福祉サービス基準に定める従業者に加えて看護職員を常勤換算方法で１以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な利用者（スコア表の項目のいずれかの医療行為を必要とする状態である者）に対してサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ | 告示別表第15の1の7 |
| ※　重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は算定できません。 |
| ７３日中支援加算共通 | 日中支援加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の1の8イ報酬通知第二3(8)⑫(一) |
| [ ] 加算（Ⅰ）　 | （１）－１高齢又は重度の障害者(６５歳以上又は障害支援区分４以上)であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して、個別支援計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、その対象利用者数(日中支援加算(Ⅱ)の対象者を含む)に応じて算定していますか。 | はいいいえ |
| * 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合は、この加算は算定できません。
* 省令附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者は、算定できません。
 |
| （１）－２基準上必要な生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を配置していますか。 | はいいいえ |
| * この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、基準上必要な生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間に含めてはなりません。
* 生活支援員又は世話人以外の、日中支援を委託されたものでも構いません。ただし、別途報酬等(日中支援加算(Ⅱ)を除く)により評価されている職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できません。
 |
| [ ] 加算（Ⅱ） | （２）－１利用者が日中活動サービスを利用することとなっている日に、心身の状況等により当該サービスを利用することができないとき、就労している利用者が出勤予定日に出勤できないとき、又は、個別支援計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する（介護予防）通所介護、通所リハビリテーション、第１号通所事業、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用できないときに、当該利用者に対し、日中支援を行った日数の合計が１月につき２日を超える場合、３日目以降について、１日につき、その対象利用者数(日中支援加算(Ⅰ)の対象者を含む。)に応じて算定していますか。 | はいいいえ | 告示別表第15の1の8ロ報酬通知第二3(8)⑫(二) |
| ※　省令附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者は、算定できません。 |
| （２）－２日中支援の内容について、日中活動サービス等との整合性を図った上、個別支援計画に位置づけていますか。 | はいいいえ |
| （２）－３基準上必要な生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を配置していますか。 | はいいいえ |
| * この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、基準上必要な生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間に含めてはなりません。
* 生活支援員又は世話人以外の、日中支援を委託されたものでも構いません。ただし、別途報酬等(日中支援加算(Ⅰ)を除く。)により評価されている職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できません
* 日中サービス支援型においては、基準上必要な人員を確保する場合には、生活支援員又は世話人の加配を要しません。
 |
| ７４自立生活支援加算共通 | （１）自立生活支援加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の2報酬通知第二2(5)③報酬通知第二3(8)⑬ |
| （２）入居中の支援居宅での単身等の生活が可能と見込まれる利用者(利用期間が１月を超えると見込まれる者に限る。)の退居前に、従業者が利用者に退居後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、利用者及び家族等に、退居後の障害福祉サービスその他保健医療サービス又は福祉サービスについて、相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中２回を限度として加算を算定していますか。 | はいいいえ |
| * 退居して他の社会福祉施設、指定共同生活援助等を行う住居に入居する場合等は算定できません。
* 加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の要点に関する記録を行ってください。
 |
| （３）退居後の支援退居後３０日以内に居宅を訪問し、利用者及び家族等に相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として、所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
|  | * 退居前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退居後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できます。
 |  |
| ７５入院時支援特別加算共通 | （１）入院時支援特別加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の3報酬通知第二3(8)⑭第二3(2)⑫を準用 |
| （２）家族等からの入院に係る支援が困難な利用者の病院又は診療所(同一敷地内に併設の病院等を除く。)への入院に当たり、従業者が、個別支援計画に基づき、病院等を訪問し、病院等との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活の支援を行った場合に、１月に１回を限度として、１月の入院期間の合計日数（入院初日及び退院日を除く。）に応じ、所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| （３）入院期間が３日以上７日未満の場合は少なくとも1回以上、入院期間が７日以上の場合は少なくとも２回以上、病院等を訪問していますか。 | はいいいえ |
| * 入院期間が複数月にまたがる場合で、２月目において入院日数の合計が３日に満たない場合は、２月目は加算を算定できません。
* 従業者は、病院等を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、支援内容を記録してください。
* 長期入院時支援特別加算を算定する月は算定できません。この場合において、最初の１月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能です。
* 体験的利用者で病院・入所施設の入院・入所者は対象となりません。
 |
| ７６長期入院時支援特別加算共通 | （１）長期入院時支援特別加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の3の２報酬通知第二3(8)⑮報酬通知第二3(2)⑬を準用 |
| （２）家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(同一敷地内に併設の病院等を除く。)への入院を要した場合に、従業者のいずれかが、個別支援計画に基づき、病院等を訪問し、病院等との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合、１月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して３月に限る。）について、１日につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ |
| * 特段の事情（利用者の事情により、訪問することができない場合を主として指すもの）がない限り、原則、１週に１回以上、病院等を訪問する必要があります。また、特段の事情は記録してください。
* 入院期間が複数月にまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月まで算定が可能です。また、２月目以上は、当該月の２日目までは算定できません。
* 従業者による支援内容を記録してください。
* 入院時支援特別加算が算定される月は算定しません。この場合において、最初の１月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月において、長期入院時支援特別加算を算定することは可能です。
* 長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできません。
* 体験的利用者で病院・入所施設の入院・入所者は対象となりません。
 |
| ７７帰宅時支援加算共通 | （１）帰宅時支援加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の4報酬通知第二3(8)⑯第二3(2)⑭を準用 |
| （２）利用者が個別支援計画に基づき、家族等の居宅において外泊した場合に、１月に１回を限度として、１月の外泊期間の合計日数（外泊初日及び最終日を除く。）に応じて、所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| * 外泊期間が複数月にまたがる場合で、２月目において外泊日数の合計が３日に満たない場合は、２月目は加算を算定しません。
* 長期帰宅時支援加算を算定する月については、算定できません。この場合において、最初の１月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月において、帰宅時支援加算を算定することは可能です。
* 体験的利用の者で病院・入所施設の入院・入所者は対象となりません。
 |
| （３）利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行っていますか。 | はいいいえ |
| （４）従業者は、利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については記録していますか。 | はいいいえ |
| * 必要に応じて個別支援計画の見直しを行ってください。
 |
| ７８長期帰宅時支援加算共通 | （１）長期帰宅時支援加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の5報酬通知第二3(8)⑰第二3(2)⑮を準用 |
| （２）利用者が個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、１月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して３月に限る。）について、１日につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ |
| ※　外泊期間が複数月にまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月まで算定が可能です。また、２月目以上は、当該月の２日目までは算定できません。※　帰宅時支援加算が算定されている月は算定しません。この場合において、最初の１月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月において、長期帰宅時支援加算を算定することは可能です。※　長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできません。※　体験的利用の者で病院・入所施設の入院・入所者は対象となりません。 |
| （３）利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行っていますか。 | はいいいえ |
| （４）従業者は、利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については記録していますか。 | はいいいえ |
| * 必要に応じて個別支援計画の見直しを行ってください。
 |
| ７９地域生活移行個別支援特別加算介護日中 | 次に適合するものとして市に届け出た事業所（※施設基準）において、特別な支援に対応して個別支援計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、利用者（※厚生労働大臣が定める者）に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで）において、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の6報酬通知第二3(8)⑱第二3(2)⑰を準用 |
| ※　施設基準（平18厚労告551・第７・８号・イ・ロ）①　基準上配置すべき世話人又は生活支援員に加え、対象者に適切な支援を行うために必要な数の、世話人又は生活支援員を配置できること。②　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され、指導体制が整えられていること。③　すべての従業者に対して医療観察法等に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修（加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関との連携等）が年1回以上行われていること。* ④　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター等との協力体制が整えられていること。
 |
| ※　厚生労働大臣が定める者（平18厚労告556・第９号）　刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から３年を経過していないもの又はこれに準ずるもの |
| ８０精神障害者地域移行特別加算共通 | 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を１人以上配置するものとして市長に届け出た事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し、個別支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の6の2報酬通知第二3(8)⑲第二3(2)⑱を準用 |
| ※　地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定できません。※　運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む事業所であること及び、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を１人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していることが必要です。 |
| ※　加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとします。ア　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要す者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた個別支援計画の作成イ　精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）ウ　対象利用者との定期及び随時の面談エ　日中活動の選択、利用、定着のための支援オ　その他必要な支援 |
| ８１強度行動障害者地域移行特別加算介護日中 | 次の施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち、強度行動障害を有する利用者に対し、個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の6の3報酬通知第二3(8)⑳第二3(2)⑲を準用 |
| ※　重度障害者支援加算を算定している場合は、算定できません。 |
| ※　施設基準が次のいずれにも該当することが必要です。(ア) サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。(イ) 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100 分の20 以上であること。 |
| ８２強度行動障害者体験利用加算介護日中 | （１）施設基準に適合するものとして市に届け出た事業所において、基準に適合すると認められた利用者に対し、個別支援計画に基づき、一時的に体験的な介護サービス包括型共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 告示別表第15の6の4報酬通知第二3(8)㉑第二3(2)⑲の㈡を準用 |
| ※　基準に適合すると認められた利用者については、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である者をいいます。※　重度障害者支援加算を算定している場合は、算定できません。 |
| （２）サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修の課程を修了し、研修修了の証明書の交付を受けた者を１以上配置していますか。 | はいいいえ |
| （３）生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は行動援護従業者養成研修の課程を修了し、研修修了の証明書の交付を受けた者の割合が１００分の２０以上となっていますか。 | はいいいえ |
| ８３医療連携体制加算共通 | 医療連携体制加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の7報酬通知第二3(8)㉒加算(Ⅰ)～(Ⅳ)報酬通知第二3(7)⑮を準用 |
| ※　看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定できません。※　あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結してください。※　当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に係る支持を受けるとともにその内容を書面で残してください。なお、主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報提供を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えないです。※　主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画に記載してください。また、主治医に対し定期的に看護の提供状況等を報告してください。※　障害者が可能な限り連続して事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものです。・ 准看護師ではこの加算は認められません。・ 同一法人の他施設の看護師を併任して配置することも可能です。・ 利用者の健康管理や、医療機関（主治医）との連絡・調整等の業務に必要な勤務体制を確保してください。・看護師一人につき、算定可能な利用者数は20人が上限になります。 |
| [ ] 加算(Ⅰ)　　　 | 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し１回の訪問につき８名を限度として算定していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算(Ⅱ) | 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８名を限度として算定していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算(Ⅲ)　　　 | 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８名を限度として算定していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅳ）　　　 | 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８名を限度として算定していますか。 | はいいいえ |
| * 加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定している場合は算定できません。
 |
| [ ] 加算（Ⅴ）　　　 | 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し算定していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅵ）　　　 | 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に算定していますか。 | はいいいえ |
| ※　(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれかを算定している場合は算定しない。 |
| [ ] 加算(Ⅶ) | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県知事に届け出た事業所において、サービスを行った場合に算定していますか。 | はいいいえ |
| （１）当該事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を１名以上確保していますか。 | はいいいえ |
| * 准看護師ではこの加算は認められません。
* 同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、併任する職員として配置することも可能です
 |
| （２）　看護師により２４時間連絡できる体制を確保していますか。 | はいいいえ |
| （３）　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| * 「重度化した場合の対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、急性期における医師や医療機関との連携体制等が考えられます。
* 福祉型強化短期入所サービス費、医療型（特定）短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者（以下、「福祉型強化短期入所サービス等利用者」）は対象外です。
 |
| ８４通勤者生活支援加算介護外部 | 　利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されている（一般就労のこと。就労移行支援、就労継続支援A・B型の利用者は除く。）として、市に届出した事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の8報酬通知第二3(8)㉓報酬通知第二3(2)⑪を準用 |
| ８５－１福祉・介護職員処遇改善加算共通 | （１）福祉・介護職員処遇改善加算福祉・介護職員の賃金の改善等について、市に届出を出し、サービス費の本体報酬＋加算（減算）の単位数に、所定の割合に相当する単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の9報酬通知第二3(8)㉔報酬通知第二2(1)㉑を準用 |
| [ ] 加算（Ⅰ）[ ] 加算（Ⅱ）[ ] 加算（Ⅲ） | （１）－１福祉・介護職員の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| （１）－２処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 | はいいいえ |
| 1. －３

事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。 | はいいいえ |
| 1. －４

算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法等その他の労働に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。 | はいいいえ |
| 1. －５

労働保険料の納付は適切に行われていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅰ）[ ] 加算（Ⅱ）[ ] 加算（Ⅲ）※（Ⅲ）は右記のいずれかに適合 | （１）－６　【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件（賃金に関するものを含む）、職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く）を定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| （１）－７　【キャリアパス要件Ⅱ】職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、福祉・介護職員の資質向上の目標及び、以下のいずれかに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。[ ] 　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと[ ] 　資格取得のための支援を実施すること | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅰ） | （１）－８　【キャリアパス要件Ⅲ】福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅰ）[ ] 加算（Ⅱ） | （１）－９　【職場環境等要件】平成２７年４月から届け出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| * 賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成３１年３月２６日　障障発0326第2号）の別紙１表６を参照してください。
 |
| [ ] 加算（Ⅲ） | （１）－１０　【職場環境等要件】平成２０年１０月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| * 賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成３１年３月２６日　障障発0326第2号）の別紙１表６を参照してください。
 |
| ※　算定期間は、令和6年3月31日までとなっています。 |
| ＜各加算の算定要件まとめ＞　加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。[ ] 加算(Ⅰ)　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。[ ] 加算(Ⅱ)　　キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。[ ] 加算(Ⅲ)　　キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。※　下記については令和３年３月３１日時点で算定している事業所について、令和４年３月３１日まで算定可能とする。[ ] 加算(Ⅳ)　　キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。[ ] 加算(Ⅴ)　　キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれの要件も満たさないこと。 |
| ８５－２福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 1. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

　福祉・介護職員の賃金の改善等について、市に届出を出し、所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第15の10報酬通知第二2(8)㉔報酬通知第二2(1)㉒を準用 |
| [ ] 　加算(Ⅰ) | （２）－１　【配置等要件】　項目６６の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算(Ⅰ)[ ] 　加算(Ⅱ) | （２）－２　【現行加算要件】　（１）の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していますか。 | はいいいえ |
| （２）－３　【職場環境等要件】　平成２０年１０月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| * 賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年５月１７日　障障発0517第1号）の別紙１表３を参照してください。
* 別紙１表３の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分ごとに１つ以上の取組を行ってください。
 |
| （２）－４　【見える化要件】　上記（２）－３の処遇改善の内容について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。公表方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | はいいいえ |
| * 当該要件については令和２年度より算定要件となります。
 |
| （２）－５介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士、心理指導担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち１人は、賃金改善に要する費用の額が月額８万円以上、又は改善後の賃金見込額が年額４４０万円以上となっていますか。 | はいいいえ |
| * ただし、特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではありません。
 |
| （２）－６　経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （２）－７　障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上となっていますか。 | はいいいえ |
| * ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではありません。
 |
| （２）－８　障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回っていませんか。 | はいいいえ |
| （２）－９　上記（２）－５から（２）－８の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知していますか。 | はいいいえ |
| （２）－１０　特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 | はいいいえ |
| （２）－１１　事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。 | はいいいえ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ８６福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービス提供を行った場合は、基本サービス費に各種加算減算を加えた単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はいいいえ該当なし | 令3厚労告87別表1のタ |
|  | 　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の２６/１０００ |  |  |
|  | ※　「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月10日障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。イ　指定障害福祉サービス事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている。ウ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ている。エ　当該指定障害福祉サービス事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告している。オ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。カ　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。 |  |  |